

！ 注意 ！

R1 年度繰越工事については「R1 年度」の要領に基づいて作業をしてください！

受注者用

令和2年度 千葉県 週休2日制適用工事 実施のための手順書

この手順書は、週休2日制適用工事について、受注者のみなさんによりわかりやすく取り組んでいただくためのものです。

Check! マークのある部分をチェックしながら作業を進めてください。

建設業界における担い手を確保して、公共工事の将来の品質を確保するために、週休2日制は受注者、発注者を問わず、業界を挙げて取り組むべき課題であり、みなさんの協力が必要不可欠です。

今は制度の過渡期であり、「無理だ」「無駄だ」という声があることも承知しています。しかし、R1 年度の受注者アンケートでも約9割の方が「将来的に4週8休以上が望ましい！」と回答しています。

「働き方改革」という追い風が吹いている今、心の奥で望んでいることを形にしていきましょう！

趣旨をご理解いただき、今年度も週休2日制適用工事の取り組みにご協力をお願いします。

R1 年度と R2 年度の主な変更点

○発注者指定型が大幅に増えます

R1 年度は各事務所4件（または2件）を発注者指定型とし、それ以外を受注者希望型としましたが、より強力に週休2日制を進めるため、各事務所発注の「**対象工事の概ね半数**」を**発注者指定型**とし、多くの受注者に週休2日に取り組んでいただきます。

対象工事かどうかは特記仕様書をご覧ください。

○補正係数が変更になりました

4週6休だった場合の共通仮設費率と現場管理費率、4週8休だった場合の現場管理費率を国に合わせて変更しました（増額）。

●R2 年度もペナルティはありません。とにかくまずは現場閉所率 28.5%（4週8休相当）を目指して取り組んでみてください。結果的に現場閉所率 21.4%以上（4週6休相当以上）であれば経費等を補正します。

1分でわかる、ざくっと解説！ 週休2日制適用工事

週休2日制適用工事は、まず現場着手日と現場完了日を決めていただき、その間を対象期間とします。その対象期間のうち、土日祝に関係なく、現場を閉所する日の割合が28.5%以上になるように工程表等を作成してください。

その工程表に基づき現場を閉所していきます。

雨天等による現場閉所の場合には、事前に監督職員に連絡していれば現場閉所日にカウントできます。

毎月の履行報告時にチェックシートで確認をしてもらいながら施工を行い、最終的な現場閉所率が21.4%以上であれば4週6休相当の補正係数で、25.0%以上であれば4週7休相当の補正係数で、28.5%以上であれば4週8休相当の補正係数で設計変更します。

1か月に9日現場閉所していれば4週8休相当の補正となり、約3%の増額になります。

ペナルティや減額はなく、取り組まないともったいない制度です。

※本文中の「要領」は「週休2日制適用工事試行要領（令和2年6月版）」のことです

1 対象工事の確認

受注した工事（または受注しようとしている工事）が、週休2日制適用工事の対象工事になっているかどうか、特記仕様書で確認してください。【要領第3条・第4条】

なお、以下の工事は対象外となっています。

- ①現場施工が1週間未満の工事
- ②対象工事に適しないと判断される工事（施工時期が連続せず計画的に休みを設けているかどうか判断が難しい点々穴埋工事や、災害復旧工事や供用開始に向けて施工条件の制約が厳しい工事等）
- ③営繕工事、港湾工事、電気通信工事、機械設備工事

2 【契約後すぐに】受発注者間協議

工事が契約になったら、週休2日制適用工事の希望確認及び受発注者協議を行ってください。

Check!

発注者指定型の場合には、速やかに発注者と工程について打合せを行ったか

【要領第4条第3項】。

受注者希望型の場合には、希望の有無について意向を伝えたか【要領第4条第4項】。

※打合せ簿参考様式①または②

受注者希望型の場合には、希望するかどうかを「現場に着手するまで」に打合せ簿で申し出る必要があります。

希望「無」の場合には、希望しない旨の打合せ簿を提出した後の作業はありません。

ただし希望しなかった理由等について、アンケートを行う場合があります。

※達成できなくてもペナルティ等はなく、希望して挑戦することだけでも意味があると
思っていますので、是非希望して取り組んでください。

いただいたアンケートはすべて目を通して次年度以降の制度に反映しています。

挑戦した上で課題等の意見を出していただけるようお願いいたします。

3 【現場着手前に】工程表等の作成・提出

現場閉所予定日がわかる工程表等を打合せ簿として提出してください。

※打合せ簿参考様式②

工程表等の作成は以下の点に注意してください【要領第4条第5項】。

Check!

対象期間の考え方が合っているか（現場着手日及び現場完成日が妥当か）

【要領第2条第2項】。

対象期間から夏季休暇3日及び年末年始6日、工場製作のみを実施している期間が除外されているか【要領第2条第2項】。

現場閉所予定日が週休2日相当になっているか【要領第2条第4項】。

現場着手日は、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日（準備工も含めて現場に最初に着手する日）です【要領第2条第5条】。

現場完成日とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日です【要領第2条第6項】。現場着手前の時点ではあくまで想定になると思いますが、必要に応じて工程の変更ができますので、まずは現場着手前に現場完成日をしっかり定められるように発注者と情報共有をお願いします。

工程表等の内容を確認してもらったら、打合せ簿に押印して返却してもらってください。

この取り交わした打合せ簿（工程表等）が週休2日制の現場閉所判断の基礎となります

【要領第4条第5項】。

4 【施工中】現場への掲示や書類の提出

受注者が実施する事項を漏れなく実施してください。

Check!

工事看板等に「週休2日制適用工事」であることを明示しているか。

【要領第7条】

毎月の履行報告書の下欄に週休2日の取り組み状況を記載しているか。

【要領第4条第8項・第9項】

チェックリストを提出したか。【要領第4条第8項・第9項】

現場閉所日を確認できる書類（作業日報等）を提示したか。【要領第4条第8項】

週休2日の取り組みは、事前に提出した現場閉所予定日がわかる工程表等をもとに判断します。

「計画的に」休みを取ることが趣旨ですので、計画していない日に現場閉所する場合（雨天による現場閉所も含む）には、事前に受注者が監督職員に連絡（電話やメールで可）することになります【要領第4条第6項】。事前に連絡していれば休みにカウントできます。

履行報告書及びチェックリスト提出時には作業日報等を持参して現場閉所日が合っているか監督職員の確認を受けておいてください（提示だけでよくコピーの必要はありません）。

現場閉所率は1か月ごとではなく対象期間全体で判断します。

工程を見直した場合には、要領第4条第7項に基づき受発注者で協議を行い、同第5項の工程表等を再度提出して、新たな現場閉所予定日等について情報共有をしてください。

5 【施工中】工程管理（振替閉所日の設定や工程の変更）

振替閉所日や工程変更について管理してください。

地元協議等によりやむを得ず現場閉所予定日に作業を行う場合には、ルール上強制はしていませんが、できる限り振替閉所日を設定してください。

対象期間を通じて4週8休相当の現場閉所をできるように受発注者で調整をお願いします。

また、工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議してください【要領第4条第7項】。

なお、工程の変更理由が要領第4条第7項に示すような受注者の責によらない場合には、発注者が適切に工期の変更を行うことになっています。

工程や工期の変更を行った場合には、受注者が週休2日制のための工程表等も作成し直して提出することになりますので、手順3と同様に工程表等を作成してください【要領第4条第7項】。
(工程表等を変更する場合には、打合せ簿参考様式②を準用してください)

Check!

工程等の変更を行った場合、週休2日制のための工程表等も変更したか。

6 【現場完成後】現場閉所状況の確認

対象期間終了後、現場閉所状況の確認をして、適用する補正係数を確定します。

対象期間終了後（現場作業完了後）、週休2日制の取り組みが確認できる最終月の工事履行報告書及びチェックリストを提出してください【要領第4条第9項】。

対象期間中の現場閉所日数を確認し、現場閉所状況に応じた補正の基礎資料とします。

Check!

4週6休、4週7休、4週8休または補正なしを判断できる資料が揃っているか。

提出した資料と現場での閉所状況が合っているか。

(現場閉所事前連絡の履歴等や作業日報等と整合しているか等)

確定した補正係数について打合せ簿で発注者から通知されたか。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により現場閉所日の「実績を確認する日」を決定します。

その日までは実績をカウントし、それ以降は、受発注者協議により、現場閉所日を想定してカウントします。

通常、工期期限から前20日間は後片付け期間となっており、10日前程度には現場が完成し、設計変更手続きに入れると想定していますが、事務所によって設計変更に必要な手続き期間が異なると思いますので、受発注者でよく協議の上、「実績を確認する日」を決めてください。

想定でカウントする現場閉所日については、実際の現場閉所日数が想定を下回らないように安全側で設定してください。

対象期間日数及び現場閉所日数が確定して、適用する補正係数が決定したら、打合せ簿により発注者から通知があります。※打合せ簿参考様式③

↑この打合せ簿が設計変更の根拠になります。